

認可外保育施設を利用している保護者の方へ

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートされます

### 対象者

◎無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村から事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- \*認可外保育施設の利用についても無償化の対象となりますが、子育て支援法の規定が、認可保育所や認定こども園等を利用する児童を想定したものとなっています。このことから、認可保育所等に在籍する児童については、在籍施設の保育料が無償化されるため、保育所等の休業日に認可外保育施設等を利用する場合の保育料は無償化の対象とならず、従来どおりご負担いただく必要がありますのでご注意ください。
- \*「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要です。詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。

### 利用料

◎3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童は月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童は月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

- \*利用施設へ利用料をいったんお支払いいただいたうえ、お住まいの市区町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収書等を添付して、お住まいの市区町村に支給を申請することが必要です。

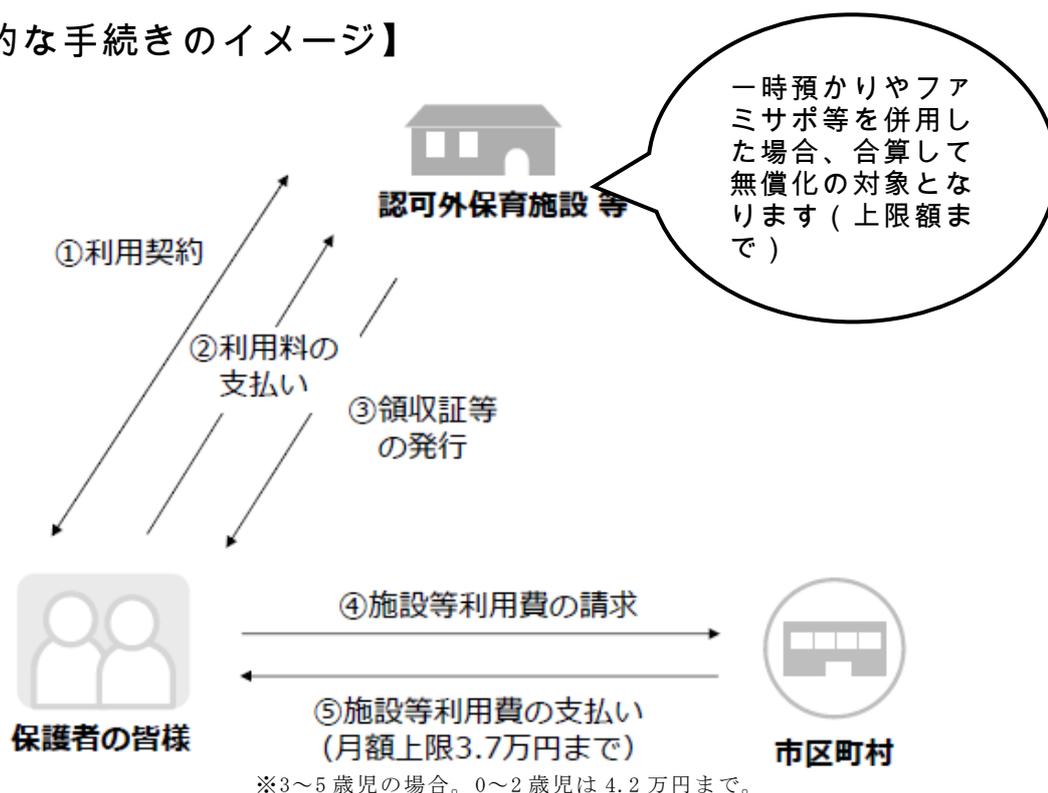
### 対象となる施設・事業

◎都道府県等に届出をした認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

- 注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、従業員の子を保育する認可外の事業所内保育所などをいいます。
- 注2) ファミリー・サポート・センター事業の利用については、預かりを伴う利用をした場合に無償化の対象となります。
- 注3) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

注) 利用施設へ利用料をいったんお支払いいただいたうえ、お住まいの市区町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収書等を添付して、お住まいの市区町村に支給を申請することが必要です。

## 【基本的な手続きのイメージ】



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合、認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とするためにはお住まいの市区町村へ事前の申請が必要です。認定の申請をするには、就労先等により作成された証明書等が必要になりますので予めご準備をお願いします。
- ※ 一時預かり事業等との併用をしている場合でも、お住まいの市区町村等に提出する書類を1部作成していただければ構いません。なお、申請書は現況届として毎年度提出が必要です。
- ※ 請求・支払の時期など、手続きの詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。また、施設等によって、手続きが異なる場合があります。
- ※ 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。